

～新型コロナウイルス感染症などにより、生活にお困りの方へ～

新型コロナウイルスの影響による収入の減少などにより、経済的にお困りの方は、三木市福祉課に、ご遠慮なく問い合わせてください。

主な支援策は、次のとおりです。

支援策		主な内容
給付 (うけとる)	生活保護	【対象】 資産や働く能力等を活用してもなお、世帯収入が基準額に満たない世帯 【支給額】 基準額と収入との差額
	住居確保給付金	【対象】 離職や休業による収入減などで住宅を失うおそれのある人（ただし収入と資産が基準額以下。なお住宅ローンは対象外） 【支給額】 家賃相当額（上限あり） 【支給期間】 原則 3 カ月（要件を満たせば最長 12 カ月）
その他	就労支援	求職の意思のある離職者などに、求職活動に関する助言を行うほか、ハローワークとも連携しながら、就労先や職業訓練の紹介等を行う。

<生活保護について>

- 生活保護について申請をご検討されている場合は、ご遠慮なくご相談ください。
- 窓口への来所相談を原則としておりますが、ご相談者の身体状況等に応じて、訪問による相談も行います。
- 相談においては、保護の受給要件や制度の内容について十分に説明させていただきます。また、ご相談者の状況をよくお伺いした上で、必要な助言をさせていただきます。
- 相談にあたっては、相談者の申請権を侵害いたしません。申請の意思がございましたら、速やかに申請書を交付いたします。

問 (市) 福祉課生活支援係
生活保護係

Tel 0794-82-2000 (代)